

**滋賀県後期高齢者医療広域連合
保健事業実施計画（第2次）**

中間評価及び計画内容の見直し

令和3年3月

滋賀県後期高齢者医療広域連合

滋賀県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（第2次） 中間評価及び計画内容の見直しについて

1. 保健事業実施計画（第2次）の概要

「滋賀県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（第2次）」（以下「計画」という。）は、今後さらなる高齢者人口の大幅な増加や疾病構造の変化などの現状から、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業の展開を目指すため、国が策定した「健康日本21」等に示された基本方針を踏まえて平成30年に策定しました。

計画期間については、平成30年度から令和5年度までの6年間となっていますが、中間年である令和2年度には、中間評価を行い、計画内容の見直しを行うこととなっています。

2. 計画の中間評価及び見直しについて

（1）計画の進捗確認・評価・効果分析等の実施

平成30年度から令和元年度におけるこれまでの保健事業の実施状況や数値目標の達成状況、課題を踏まえ、今後の方向性を検証し、必要に応じて評価指標や目標値について見直しを行いました。

また、国から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」（以下「一体的実施」という。）の方針が示され、当広域連合においても令和2年度から令和5年度を計画期間とする「滋賀県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画」を作成し、令和2年度から3市が取組を開始しました。

そこで今回の中間見直しでは、一体的実施に関する事項について、計画の評価指標及び目標値（6）として新たに盛り込みました。

（2）有識者等との協議

中間評価及び計画内容の見直しに当たり、代表者からなるワーキンググループや、学識経験者や被保険者代表、関係団体等で構成する懇話会、市町の関係部署等で保健事業に係る現状や諸課題について検討・協議を行い、見直しを行いました。

（3）実施体制・連携

当広域連合では、この計画に基づき市町の関係部署や関係機関と緊密に連携を図り、引き続き効果的かつ効率的な保健事業を確実に実施するとともに、被保険者の更なる健康維持・増進に取り組んでまいります。

保健事業実施計画(第2次)【中間評価及び計画内容の見直し】

※達成状況については、A～Eの5段階評価とし【達成済:100%、A:80%以上～100%未満、B:60%以上～80%未満、C:40%以上～60%未満、D:20%以上～40%未満、E:20%未満】とします。

事業	事業概要	指標	策定時の現状値(平成28年度) 平成29年度実施状況 平成30年度実施状況 令和元年度実施状況 中間値(R2年度) 目標値(R5年度)	目標値 の達成 状況 (※)	中間評価 これまでの取り組みや課題	今後の方向性	指標、 目標値の 見直し (見直し 内容)
1. 健康診査	生活習慣病 やその他疾病 の早期発見及 び健康の保持 増進を目的と して、県内全 市町で実施し ている。	健康診査受 診率	32.3% 【H28年度】 28.8% 【H29年度】 31.3% 【H30年度】 31.7% 【R元年度】 55.7% 【中間値】 55.7% 【目標値】	C	平成29年度から受診券発行対象者を 増やしたこともあり、受診率が28.8%ま で低下した。平成30年度・令和元年度に ついては、受診券発行対象者は平成29 年度と同程度であるが、受診勧奨等の 効果により、受診率はそれぞれ前年度 を上回った。 【参考】受診券発行枚数(健診対象者 数) 平成28年度:30,469枚 平成29年度:49,146枚 平成30年度:48,268枚 令和元年度:51,194枚	受診率は中間値・目標値とも乖離して いる状況にあるため、今後も地域の特 性を踏まえた受診勧奨の方法を検討す るなど、効果的な勧奨方法について各 市町と協議しつつ、先進事例を参考に 受診率の向上を図っていく。	継続
2. 健診受診 勧奨	健診未受診 者への受診勧 奨通知を、市 町ごとに内容 等調整し、発 送している。	勧奨対象者 の健診受診 率	16.6% 【H28年度】 18.3% 【H29年度】 24.3% 【H30年度】 26.2% 【R元年度】 20.0% 【中間値】 25.0% 【目標値】	達成済	受診勧奨にあたっては受診勧奨通知 の原稿内容や発送時期、発送対象者を 市町の担当課と協議を行いながら受診 勧奨を実施し、また、その結果を全市町 で共有している。 毎年度、より効果的な勧奨方法を検討 しながら受診勧奨を行っており、受診勧 奨者の受診率も年々上昇している。	令和元年度の受診勧奨の実施結果 は目標値を上回ったが、健診全体の受 診率は低い。目標値の見直しを行い、 引き続き健康診査の受診率の向上を 図っていく。	目標値の 見直し (30.0%)
3. 健診受診 者訪問指導	健診受診者の うち、健診の結 果、医療機関 の受診が必要 にもかかわらず 医療機関を受 診していない者 に対し、専門職 員(保健師等)が 訪問等で医療機 関への受診勧 奨を行い、被 保険者の疾病 の早期発見、 早期治療及び 疾病の重症化 予防を図る。	実施市町数 指導実施者 の医療機関 受診率	8市 【H28年度】 12市町 【H29年度】 15市町 【H30年度】 19市町 【R元年度】 12市町 【中間値】 19市町 【目標値】 50.7% 【H28年度】 70.7% 【H29年度】 68.7% 【H30年度】 50.8% 【R元年度】 60.0% 【中間値】 70.0% 【目標値】	達成済 B	平成30年度から、訪問指導にあたる医 療専門職を1名から2名に増員するこ とで、実施市町数が拡大でき、令和元 年度は県内19市町全てを対象に実施し た。 指導後の受診率については年によっ てばらつきがあり、令和元年度につい ては中間値を達成していない。	引き続き人員の確保に努め、県内全 19市町で事業を実施できる体制を整え るとともに、指導後の受診率が向上す るよう、わかりやすくて確かな指導を実施 する。	継続
4. 糖尿病性 腎症重症化予 防事業	糖尿病の重 症化予防を目 的として、市町 と連携して事 業実施に取り 組む。	糖尿病性腎 症重症化予 防の取り組 みを行う市 町数(累計)	1町 【H28年度】 1町 【H29年度】 0市町 【H30年度】 0市町 【R元年度】 7市町 【中間値】 19市町 【目標値】	E	糖尿病性腎症重症化予防事業は、平 成28年度及び平成29年度の実施が1町 (甲良町)であったが、市町の医療専門 職の人員不足といった課題もあり、平成 30年度及び令和元年度は広域連合の 補助金を活用した糖尿病性腎症重症化 予防事業の実施はなかった。 なお、国民健康保険事業では全市町 で実施されているが、後期高齢者医療 での継続的な実施が行われていない。	令和2年度は湖南省、東近江市の2市 が実施している。 「高齢者の保健事業と介護予防との 一体的実施」が令和2年度から開始さ れたところであり、国民健康保険の事業 から継続して後期高齢者医療の事業で も実施する必要がある。 令和2年度から健診項目に追加した 腎機能検査(血清クレアチニン)のデー タを、市町に提供するなど広域連合か ら市町へ積極的な支援を行う。また、市 町の医療専門職の人材確保に関して、 県からの支援を依頼するなど引き続き 要望を行う。	継続

事業	事業概要	指標	策定時の現状値(平成28年度) 平成29年度実施状況 平成30年度実施状況 令和元年度実施状況 中間値(R2年度) 目標値(R5年度)	目標値 の達成 状況 (※)	中間評価 これまでの取り組みや課題	今後の方向性	指標、 目標値の 見直し (見直し 内容)
5. 後期高齢者歯科健康診査	平成28年度はモデル地域(長浜市)で、平成29年度から県内全市町で実施している。滋賀県歯科医師会に委託し、連携しながら歯や口腔機能の検査を被保険者負担を無料で実施している。	歯科健康診査受診率	18.7% 【H28年度】 12.4% 【H29年度】 21.9% 【H30年度】 25.2% 【R元年度】 20.0% 【中間値】 25.0% 【目標値】	達成済	歯科健康診査事業は、平成29年度から県内全市町の76歳、81歳の被保険者を対象として実施している。(平成28年度はモデル事業として長浜市の76歳を対象として実施) 平成30年度から受診勧奨を実施する等、受診率向上の取組を行っており、受診率は年々上昇している。	目標値を達成しているため、目標値の見直しを行う。引き続き歯科健康診査を行うことにより、口腔環境の改善、誤嚥性肺炎等の高齢者に多く発生する疾病予防のきっかけづくりと、健康の保持増進、健康意識の向上を進めていく。 また、令和元年度未受診者に対して実施した歯科健診に係るアンケート結果を基に、受診券等の内容を見直し、更なる受診率の向上を図る。	目標値の見直し (30.0%)
6. 受診勧奨(歯科健康診査受診勧奨)	平成30年度から歯科健診未受診者に対して、受診勧奨通知を送付している。	勧奨対象者受診率	— % 【H28年度】 — % 【H29年度】 15.2% 【H30年度】 16.7% 【R元年度】 — % 【中間値】 — % 【目標値】	—	歯科健診の受診勧奨は平成30年度から実施しており、受診勧奨を実施していない平成29年度と比較すれば、受診勧奨による受診率向上効果は大きいと言える。また、令和元年度は受診勧奨対象者に、歯科健診に行かない理由などを調査するアンケートを実施した。	平成30年度及び令和元年度の結果を基に、今回の中間見直しで目標値を設定する。 また、今後については令和元年度で実施した歯科健診に係るアンケート結果を基に、受診勧奨方法を見直し、更なる受診率向上を図る。	目標値の設定 (25.0%)
7. フレイル予防事業	低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防及び自立した生活期間の延伸、QOLの維持向上を目的として、市町と連携してフレイル予防に取り組む。	フレイル予防の取組を行う市町数(累計)	3市町 【H28年度】 3市町 【H29年度】 6市町 【H30年度】 11市町 【R元年度】 5市町 【中間値】 10市町 【目標値】	達成済	広域連合から市町へ積極的に推進しており、平成28年度から実施市町数は年々増加傾向にある。令和元年度は11市町が実施した。	令和2年度から「高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施」が開始され、一体的実施を行う市町は、フレイル予防に取り組むこととなる。 それに伴い、指標に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を追加する見直しを行う。 また、令和元年度の実施市町数が目標値を上回っており、令和2年度も同数の市町が実施しているため、目標値の見直しを行い、全市町が実施できるよう引き続き推進していく。	指標及び目標値の見直し (指標に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む」を追加) (全市町(19))
8. 重複・頻回受診者訪問指導	各市町の医療保険・健康推進・介護保険担当部門と協議した上で、医療機関への重複・頻回受診を行っている被保険者に対して、適正受診を促す訪問指導を実施している。	実施市町数	17市町 【H28年度】 19市町 【H29年度】 19市町 【H30年度】 19市町 【R元年度】 19市町 【中間値】 19市町 【目標値】	達成済	重複・頻回受診者訪問指導事業について、平成28年度では17市町での実施であったが、平成29年度以降は県内全19市町で実施している。訪問した対象者の受診行動の改善率については、年ごとにばらつきがある。	平成29年度以降県内全19市町で実施しており、今後も引き続き実施していくとともに、わかりやすい資料の作成や説明等を行い、受診行動の改善を図り、適正な受診を促していく。 また、市町と連携しながら、きめ細かな事業を実施する。	継続
9. ジェネリック医薬品差額通知	患者負担の軽減・医療保険財政の改善を目的に、対象となる被保険者に通知を送付している。また、ジェネリック医薬品への切り替えを促すため、通知に「ジェネリックお願い(希望)カード」を同封している。	使用率	64.2% 【H28年度】 68.4% 【H29年度】 73.1% 【H30年度】 74.0% 【R元年度】 80.0% 【中間値】 80.0% 【目標値】	A	平成28年度の2回目(平成28年12月19日)の通知から、ジェネリック医薬品への切り替えをより促進するため「ジェネリックお願い(希望)カード」を同封し、通知している。 ジェネリック使用率は、国において「ジェネリック医薬品の数量シェアの目標値を令和2年9月までに80%以上」とされている。保健事業実施計画(第2次)においても令和2年度の中間値及び令和5年度の目標値を80%としているが、令和元年6月の使用割合は74%となっている。なお、令和2年1月調剤分現在で76.4%と、目標値まであと約3.6%となっている。	年々ジェネリック医薬品が普及してきている状況において、今後は未使用者の切替率の伸びの鈍化が懸念されるところである。引き続き関係団体と連携・協力を行い、使用率の向上を図る。 また、国において示された目標が令和2年9月までの目標値であり、今後国の動向を見ながら事業を実施していく。	継続

事業	事業概要	指標	策定時の現状値(平成28年度) 平成29年度実施状況 平成30年度実施状況 令和元年度実施状況 中間値(R2年度) 目標値(R5年度)	目標値 の達成 状況 (※)	中間評価 これまでの取り組みや課題	今後の方向性	指標、 目標値の 見直し (見直し 内容)
10. 健康 相談・健康 教育	広域連合が 県内全市町の 被保険者を対 象として、後 期高齢者医療 制度ガイド ブック・しお りの作成及び 配付等による 制度の周知や かかりつけ医 の推奨を実施 する。	実施市町数	19市町 【H28年度】 19市町 【H29年度】 19市町 【H30年度】 19市町 【R元年度】 19市町 【中間値】 19市町 【目標値】	達成済	後期高齢者医療制度や健康相談・健康教育について掲載したガイドブック及びしおりを作成している。毎年度更新される保険証を郵送する際には、しおりを同封することで周知を行っている。 また、かかりつけ医については、医療費通知にかかりつけ医推奨チラシを同封している。	引き続きガイドブック及びしおりの作成・配付による後期高齢者医療制度及び健康相談・健康教育の周知と、チラシ配付によるかかりつけ医の推奨を実施していく。また、フレイル予防のチラシを配布するなど新たな内容を検討していく。	継続
11. 健康 づくり事業 実施市町へ のデータ提 供等の支援	健康診査 データやレセ プトデータ、 KDB(国保 データベー ス)等を活用 し、各市町の 地域特性を生 かした保健事 業の実施を推 進するため、 必要なデー タ分析を行う とともに、市 町に対してデー タ提供、連絡 ・調整等を行 っている。	データ提 供・データ 分析実施市 町数	2市町 【H28年度】 8市町 【H29年度】 7市町 【H30年度】 19市町 【R元年度】 15市町 【中間値】 19市町 【目標値】	達成済	令和元年度は服薬情報についてデータ分析を実施し、全市町に情報提供を行った。 一方で令和元年度の各市町からのデータ提供依頼は9市町17件であり、市町のデータ活用に偏りがみられる。 【参考】データ提供件数 平成28年度: 5件 平成29年度: 14件 平成30年度: 14件 令和元年度: 18件	今後も保健事業に活用してもらうため、市町のニーズに合わせた後期高齢者の健康診査データやレセプトデータ等を分析加工し提供する。 また、市町からの依頼によるデータ提供に加え、広域連合側からも積極的に様々なデータ提供を行い、地域の課題に応じた保健事業の実施を働きかけていく。	継続
12. 地域 特性を生か した健康づ くり事業へ の支援	地域特性を生かした健康づくり事業への支援を行い、市町による保健事業の活性化を図る。	補助金事業を実施する市町数(累計)	4市町(4事業) 【H28年度】 6市町(8事業) 【H29年度】 10市町(15事業) 【H30年度】 12市町(18事業) 【R元年度】 10市町 【中間値】 19市町 【目標値】	B	広域連合では、各市町地域特性を生かした保健事業の実施について、積極的な働きかけを行ってきた。その結果、令和元年度は12市町18事業の取組が実施された。 各市町が実施した事業については、「高齢者健康づくり基盤整備推進事業報告書」の配付による情報提供を行い、横展開を図っているところである。	令和2年度から「保健事業と介護予防の一体的実施」が開始されたことを踏まえ、指標に「保健事業と介護予防の一体的実施を含む」を追加するよう見直す。 国は、健康寿命延伸プランにおいて、2024年度(令和6年度)までに全ての市区町村において一体的な実施が展開されることを目指している。広域連合としても、今後県内の全市町が保健事業、一体的実施を行えるよう、推進・支援を行っていく。	指標の見直し (指標に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む」を追加)

第4 計画の評価・見直し

1. 計画の評価指標及び目標値（アウトプット、アウトカム）

この計画の評価指標及び目標値は、次のとおりとします。

(1) 循環器系疾患・糖尿病対策					
事業	指標	現状値 (H28年度)	中間値 (H32年度) R2	目標値 (H35年度) R5 (アウトプット)	効果/成果 (アウトカム)
ア 健康診査	健康診査受診率	32.3%	55.7% (※1)	55.7% (※1)	生活習慣病やその他疾病の早期発見/健康の保持増進
イ 健診受診勧奨	勧奨対象者の健診受診率	16.6%	20.0%	25.0% 30.0%	
ウ 健診受診後訪問指導	実施市町数	8市	12市町	全市町(19)	被保険者の疾病の早期治療/ 被保険者の疾病の重症化予防
	指導実施者の医療機関受診率	50.7%	60.0%	70.0%	
エ 糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを行う市町数(累計)	2市町	7市町	全市町(19)	糖尿病の重症化予防(透析等)/透析患者数の減少【事業実施市町と連携し評価指標を設定します】

(※1) 必要に応じて、毎年度策定する健康診査推進計画において目標値を見直します。

(2) 歯科保健・肺炎対策					
事業	指標	現状値 (H28年度)	中間値 (H32年度) R2	目標値 (H35年度) R5 (アウトプット)	効果/成果 (アウトカム)
ア 後期高齢者歯科健康診査	歯科健康診査受診率	18.7%	20.0% (※2)	25.0% (※2) 30.0% (※2)	口腔環境の改善による疾病予防/生活習慣病、肺炎の減少
イ 後期高齢者歯科健康診査受診勧奨	勧奨対象者受診率	—	—	25.0%	

(※2) 必要に応じて、毎年度策定する歯科健康診査推進計画において目標値を見直します。

(3) フレイル対策					
事業	指標	現状値 (H28年度)	中間値 (H32年度) R2	目標値 (H35年度) R5 (アウトプット)	効果/成果 (アウトカム)
ア フレイル予防事業	フレイル予防の取り組みを行う市町数(累計) (高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施を含む)	2市町	5市町	10市町 全市町(19)	低栄養、筋量低下による心身機能の低下の予防/自立した生活期間の延伸、QOLの維持向上【事業実施市町と連携し評価指標を設定します】

(4) 健康相談・適正受診支援等					
事業	指標	現状値 (H28年度)	中間値 (H32年度) R2	目標値 (H35年度) R5 (アウトプット)	効果/成果 (アウトカム)
ア 重複・頻回受診者訪問指導	実施市町数	17市町	全市町 (19)	全市町(19)	重複・頻回受診者の適正受診/健康の保持増進、医療費の適正化
イ ジェネリック医薬品差額通知	使用率	64.2%	80.0%	80.0%	ジェネリック医薬品使用の増加/医療費の適正化
		【H28年6月調剤分】	国の動向に応じて見直すこととします		
ウ 健康相談・健康教育	実施市町数	全市町 (19)	全市町 (19)	全市町(19)	制度の周知、健康づくり/健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力

(5) 市町支援等					
事業	指標	現状値 (H28年度)	中間値 (H32年度) R2	目標値 (H35年度) R5 (アウトプット)	効果/成果 (アウトカム)
ア 健康づくり事業実施市町へのデータ提供等の支援	データ提供・データ分析実施市町数	3市町	15市町	全市町 (19)	市町による保健事業の活性化/地域特性を生かした健康づくり事業の増加【事業実施市町と連携し評価指標を設定します】
イ 地域特性を生かした健康づくり事業への支援	補助事業を実施する市町数 (累計) (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む)	4市町	10市町	19市町	

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施					
事業	指標	現状値 (H28年度)	中間値 (H32年度) R2	目標値 (H35年度) R5 (アウトプット)	効果/成果 (アウトカム)
ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	実施市町数	—	—	全市町(19)	後期高齢者の健康状態の維持向上/地域の健康課題の解消

【目的及び概要】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、フレイル状態になりやすいことや、認知機能・社会的なつながりが低下するといった多様な課題があります。そのような課題に対応するため、国が示した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に令和2年度から各市町・県・関係団体との緊密な連携・協力のもと取り組み、高齢者の特性を踏まえた健康づくり等を効果的かつ効率的に実施します。

【実施方法】

広域連合から市町への委託により実施

【事業実績】

令和2年度：3市

【方向性】

健康寿命延伸プランにおいて、2024年度（令和6年度）までにすべての市区町村での「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を目指すことと示されていることから、積極的に事業の推進を図るとともに、各市町に対し、継続的な支援を行います。

【参考資料】

高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）（令和2年4月1日施行）

第125条

後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「高齢者保健事業」という。）を行うように努めなければならない。

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン 第2版（抜粋）（令和元年10月厚生労働省策定）

2 取組の推進に向けた体制整備

（1）広域連合の役割

4）データヘルス計画の中間評価・見直し

医療保険者として作成するデータヘルス計画においても、一体的な実施を踏まえて事業内容等を整理することが望ましいが、今期の計画が平成30年度からの6年間で既に定められ、現在、計画に沿った取組が進められていることから、直ちに見直す必要までではなく、今期計画の中間評価や次期計画の策定等の際に、順次見直しを実施していくことが考えられる。

データヘルス計画の中間評価においては、計画に記載されている内容の進捗状況の確認と目標値の見直し等が予定されているが、それに合わせて、地域での一体的実施に係る取組状況の確認等を行い、必要に応じて目標値の見直しを行う。

滋賀県後期高齢者医療広域連合 第4次広域計画（抜粋）（計画期間 令和2年度～令和5年度）

第3章 基本方針

2 保健事業の推進

当広域連合では、健康診査をはじめ健康診査受診者訪問指導、市町が行う地域の特性を生かした健康づくり事業への支援など様々な保健事業を実施してきました。

今後も引き続き、市町と緊密に連携・協力して保健事業に取り組み、被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るとともに、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施していきます。

第4章 広域連合及び市町が行う事務

1 広域連合が行う事務

（4）保健事業に関する事務

被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、市町と緊密に連携・協力し、健康診査の実施及び未受診者への受診勧奨や地域特性を生かした健康づくり事業への支援等を行います。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、効果的かつ効率的に進めるため、「第3章 基本方針」に基づき、事業の連携内容を明確にした上で、市町に事業実施を委託するとともに、各種支援や調整等を行います。

2 市町が行う事務

（4）保健事業に関する事務

被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、広域連合と緊密に連携・協力して健康診査の実施及び未受診者への受診勧奨や地域特性を生かした健康づくり事業等を行います。

また、広域連合から委託を受けた高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、地域特性に合わせた事業内容を含む市町における方針を定め、事業を行います。